

# 三重県立上野高等学校 生活の手引き

2021年10月ホームページ掲載

## 1 学校生活について

### (1) 登下校について

- ① 始業時（午前8時45分）には自席に着席する。
- ② 欠席や遅刻をする場合は、保護者が学校に連絡する。
- ③ 遅刻した場合は、各学年に遅刻届を取りに行き、担任または授業担当者に提出する。
- ④ 登校後、やむを得ず早退や外出が必要な場合は、担任・各学年等の許可を得る。
- ⑤ 最終下校時刻（午後7時00分）を厳守し、完全下校とする。

### (2) 授業及び休み時間について

- ① 各休み時間の間に、次の授業の準備をしておく。
- ② 教室以外での授業や集会等で移動する場合は、休み時間中に移動する。
- ③ 授業で与えられた課題や宿題にしっかり取り組み、提出期限を厳守する。
- ④ 始業時から終業時までの間は、許可なく校外に出ない。
- ⑤ 保健室で休養した場合は、その旨を担任または授業担当者に報告する。

### (3) 考査について

- ① 別途定める「考査に関する10か条」を守ること。
- ② 教科書、ノート、プリント等は鞆に入れて、机の中は空にする。
- ③ 通信機能付の電話や時計等は、電源を切るなどしてカバンに入れる。
- ④ 特に指示のない場合を除き、机上には筆記用具と消しゴムのみとする。ティッシュを使用する際は、テスト監督の教員に申し出て、事前に許可を得る。
- ⑤ 不正行為や不正を疑われる行為はしない。
- ⑥ 考査発表日から考査最終日の前日までは、原則、部活動は禁止する。

### (4) 校内生活について

- ① 登下校及び校内では制服を着用すること（部活動時は除く）。
- ② 携帯電話の使用はマナーを守るとともに、授業中は使用しない。
- ③ 持ち物の自己管理を徹底し、貴重品は常に身に付けるか、貴重品袋を利用する。
- ④ 教室、ロッカー、部室等の整理整頓を心がけ、指定以外の場所に私物を置かない。
- ⑤ 避難経路や避難方法を確認し、緊急の時など迅速・安全に避難できるようにする。
- ⑥ 学校内にポスター等を掲示する際は、生徒指導部に申し出て許可を得る。

### (5) 懲戒について

以下の行為は、懲戒（処分としての懲戒、指導としての懲戒）対象となる。

- ① 犯罪行為  
万引き、自転車・オートバイ盗、占有離脱物横領、強盗、暴行・傷害、恐喝・金品強要、不正乗車等
- ② ぐ犯・不良行為  
喫煙、喫煙同席、喫煙具所持、乱暴、器物損壊、いじめ、暴走行為、怠学、飲酒、喧嘩、暴言、深夜徘徊、迷惑行為等
- ③ その他  
考査不正行為、考査不適切行為、無断免許取得、無断アルバイト、指導拒否、定員外乗車等
- ④ また、上記以外で教育上、指導が必要と認められる行為も含まれる。

## 2 校外生活について

### (1) 生活の基本について

- ① 上野高校生としての自覚と誇りを持ち、健全な生活を送る。
- ② 外出する際は、家族に行き先、用件、帰宅時間等を伝える。
- ③ 夜間の外出は慎む。
- ④ 休日や長期休業中においても、規則正しい生活習慣を心がける。

### (2) アルバイトについて

アルバイトは、学業と部活動に専念するため、原則禁止とする。

## 3 服装・身だしなみについて

### (1) 制服

- ① 登下校時は、学校指定の詰襟制服（夏・冬）、セーラー服（夏・冬）及びセーター・カーディガンを着用する。
- ② 冬服期間と合服期間（夏服冬服は選択）を設け、合服期間は各自が時期や気候等にに応じて学校指定の制服を着用する。冬服の防寒着については、別途定める。
- ③ やむを得ず異装しなければならないときは、生徒指導部に申し出る。

### (2) 靴下、タイツ、ストッキング

無地で華美でないものを着用する。

### (3) 通学靴

指定靴はないが、教科書等を持ち運ぶのに適した機能性に配慮したものとする。

### (4) 通学靴

運動靴又は革靴とし、安全に通学できる靴を原則とし、華美なものは避ける。また、下駄箱内に入るものとする。

### (5) 防寒着・防寒具

冬服期間における防寒着及び防寒具は、登下校時に限り、華美でない市販のジャンパー、コート、マフラー、手袋等の着用を認める。

### (6) 身だしなみ

- ① 制服を正しく着用し、冬服には襟章・胸章を付ける。
- ② 夏のシャツやセーラー服の中に着るTシャツ等は白色を推奨し、華美でないものとする。
- ③ 染色やパーマ等、生まれつきの髪を加工しない。
- ④ 奇抜で極端な髪型等、不自然な髪型は禁止する。
- ⑤ 化粧は禁止する。
- ⑥ 装飾品（マニキュア、エクステンション、ピアス、指輪、ネックレス等）は禁止する。

## 4 通学について

### (1) 交通法規やマナーを遵守する。

### (2) 自転車通学を希望する生徒は、以下のことを厳守する。

- ① 「自転車通学許可願」を生徒指導部に提出し、生徒指導部が年度初めに実施する自転車点検を受ける。
- ② ①の実施後、生徒指導部が発行するステッカーを通学で使用する自転車に貼る。
- ③ 雨天時は雨合羽を着用し、傘さし運転は行わない。
- ④ 防犯登録を行うことを推奨し、自転車保険に必ず加入する。

(3) 登下校時における二輪車の使用は、原則として禁止する。ただし、以下のいずれかに該当し、原動機付自転車（50cc以下）を使って通学を希望する生徒は、学校に申し出て許可を受ける。

- ① 鉄道、バスなどの交通機関及び自転車の利用が不可能な地域からの通学などで、校長が特にやむを得ない事情があると認める場合。
- ② その他、校長が特に必要と認める場合。

## 5 運転免許取得について

(1) 普通自動車運転免許について

- ① 在学中は原則、普通自動車運転免許の取得を禁止する。ただし、進路先が決定している3年生で、自動車学校への入校を希望する生徒は、生徒指導部に「自動車学校入校許可届」を提出し、「自動車学校入校許可書」に基づき進める。
- ② 就職の進路内定者に関しては、自動車学校への入校は12月末の冬休み以降とする。
- ③ 上記以外の通常進学者については、自動車学校への入校は2月1日以降とする。
- ④ 自動車学校の教習は、放課後及び長期休業・土曜日・日曜日・祝日とする。ただし、定期考査発表日から考査終了日の前日までの教習を禁止する。
- ⑤ 免許取得のための本検定は、卒業式以降に受験することとする。平日に修了検定や卒業検定を受験しなければならない場合は、事前に担任に申し出る。
- ⑥ 合宿での運転免許取得は禁止する。

(2) 二輪車運転免許について

- ① 在学中は原則、二輪車運転免許の取得を禁止する。ただし、「4 通学について(3)」で通学を許可された生徒は、生徒指導部で所定の手続きを行った後、原動機付自転車（50cc以下）運転免許を取得する。
- ② 就職が決まり、二輪車運転免許（50ccを超えるもの）を取得する必要があるなど、正当な理由があると校長に認められた場合は、生徒指導部で所定の手続きを行った後、二輪車運転免許を取得する。
- ③ ①②に該当しない場合は、その都度審議し決定する。

## 6 その他

- ① 今後18歳より成人となる状況で、成人として適用される各事案については、在学中は原則、校則に準じて対応する。
- ② 携帯通信機器（スマートフォン等）の利用は、学業に支障とならないよう注意し、特にSNS等でトラブルにならないよう十分に注意する。
- ③ 感染症対策に係る新しい生活様式に伴う行動は、各自で十分に対策する。
- ④ 校外における公共交通機関や店舗利用時のマナーは、各自十分に配慮して行動する。

○ 「いじめを許さない上野高校でありたい。」

(2021年度のキャッチフレーズ) I'll always support you ~あなたは一人じゃない~

○ 「凡事徹底」

○ 「自分勝手な言動を慎み、他人を思いやる心を持とう！」

○ 「健全な生活から、心身ともに健康な生徒になろう！」

○ 「校訓「自彊不息」の精神を忘れず、進路実現に向け努力しよう！」